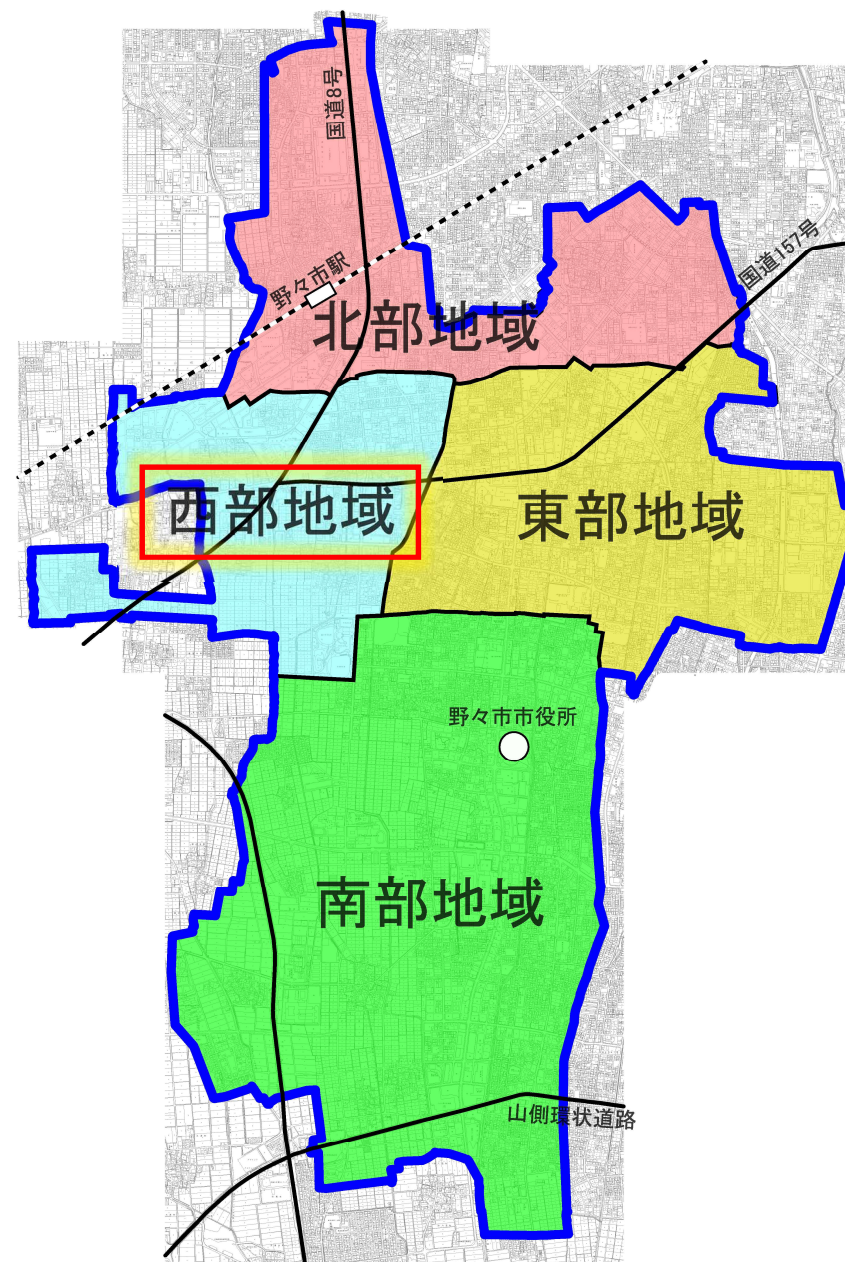


野々市市都市計画マスタープラン(案)

地域別説明会 資料

【西部地域】



令和4年8月9日

1. 「都市計画」とは

1-1. 都市計画とは

- 都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための以下に関する計画のことで、「都市の設計図」と言えます。

土地利用(区域区分や用途地域の設定など)

都市施設(道路、公園・緑地など)の整備

市街地開発事業(土地区画整理事業など)

1-2. 都市計画の必要性

- だれにとっても安全で快適な場所として、まちを健全に維持し、豊かに育てていくためには、まちづくりのための計画(都市計画)が必要です。
- 本市においても、市民のみなさんが安全で快適に暮らしていけるよう、例えば住宅地や工業地の整備をはじめ、道路や公園、下水道などのいわゆる都市基盤の整備を、人口や地域のバランスを考えて計画的に整備しています。

野々市市に暮らし、働く市民や事業者のみなさんや野々市市を訪れる人が、それぞれの立場でより快適に暮らし、働き、過ごすことができるよう、「都市計画」により、計画的にまちづくりを進めていく必要があります。

■都市計画によるまちづくりのイメージ

無秩序で統一感のないまち

○もし、都市計画がなく、住宅やビル、工場などの建物が好きな場所に好きなように建てることができると、住宅の近くに工場が建ったり、田んぼの中にポツンと家が建ったりと、統一感のないまちになってしまいます。

都市計画による整った暮らしやすいまち

○計画的な土地利用

- ・住宅、店舗、工場等の区分け
- ・農地と宅地の区分け

○都市施設の整備

- ・道路の整備
- ・公園、下水道の整備

1-3. 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。
- 都市計画マスタープランで定める主な内容は、以下のとおりです。

将来の目指すまちの姿(将来都市像・目標、将来都市構造など)

都市計画に関する方針

(土地利用の方針、交通ネットワークの方針、市街地整備の方針、防災の方針など)

- 都市計画マスタープランには、主に次の3つの役割があります。

1

長期的な視点でまちづくりの方針を示す役割

2

将来のまちの姿を市民のみなさんと共有する役割

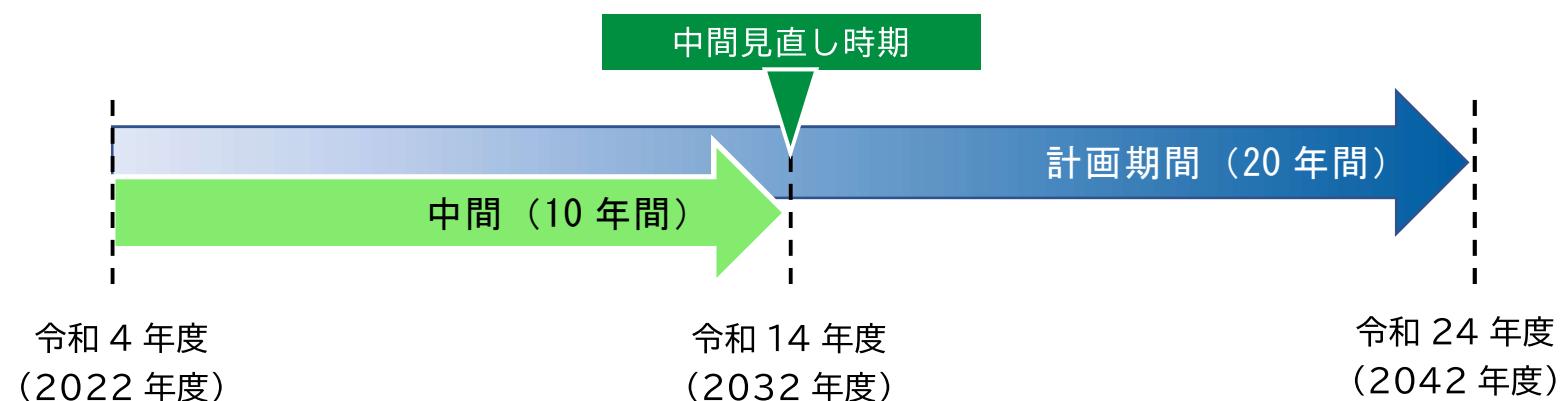
3

都市計画の決定・変更の指針としての役割

1-4. 計画策定の経緯

- 平成10年度に「野々市市都市計画マスタープラン」を策定し、その後平成24年に第1回見直しを行い、これに即して都市施設などの整備を進めてきました。
- 平成31年3月には「野々市市立地適正化計画」を策定し、都市施設や居住、公共交通の集約によりコンパクトな都市づくりを進めています。
- 第1回見直し後の社会情勢の変化や政策的課題に総合的に対応しながら、本市の発展的な都市づくりの基本的な方針を定めるため、今回の見直しを行いました。

1-5. 計画期間



2. 野々市市都市計画マスタープラン 全体構想(案)の概要

目標 1

■快適で便利な 集約型の都市



【関連する SDGs アイコン】

- 多様な都市機能が連絡する、歩いて暮らせる生活環境づくりを進めます。
- 快適で利便性の高い集約型のまちづくりを進めます。
- 歴史、自然資源を活用した回遊性の向上を図ります。
- 公共交通の利便性向上を図ります。
- デジタル技術の積極的な活用推進により、豊かで快適な生活に向けた新たな都市づくりに努めます。

目標 2

■活力・魅力に 満ちた都市



- 本町周辺、野々市駅周辺及び市役所周辺における都市機能の適切な誘導を図ります。
- にぎわい、活力の源となる商業、工業、農業の振興に寄与する都市づくりを進めます。
- 歴史・文化資源や物産等の保全・活用により、野々市らしい魅力ある都市づくりを進めます。

目標 3

■安全・安心に 暮らせる都市



- 市街地の防災基盤の整備充実を図ります。
- 防犯対策の強化、建物や道路、公共交通機関などのバリアフリー化や新たな感染症対策を図ります。
- 誰もが安全・安心に、健康に暮らし続けられる都市づくりを進めます。

目標 4

■人も環境も共存 ・共生する都市



- 優良農地の維持や緑、自然的景観の保全を図ります。
- まちなかのうるおい空間の積極的な創出と保全を図ります。
- 農や緑と都市的環境とが調和した人も環境も共存、共生する持続的に発展する都市づくりを進めます。

目標 5

■市民・事業者・行政 と共に創る都市



- 市民の声に耳を傾けながら、市民に寄り添う市民主体の都市づくりを進めます。
- 市民や事業者等の都市づくりへの参画を促進するとともに、市民、事業者等と行政が、共に都市づくりに取り組む共創の都市づくりを進めます。

【将来像】

「みんなで創り 未来に続く 快適都市ののいち」

将来都市構造

3つのゾーン

- 市域を都市機能集積ゾーン、市街地居住ゾーン、農業振興ゾーンに区分し、本市の都市づくりにおける役割を踏まえながらゾーン形成を図ります。

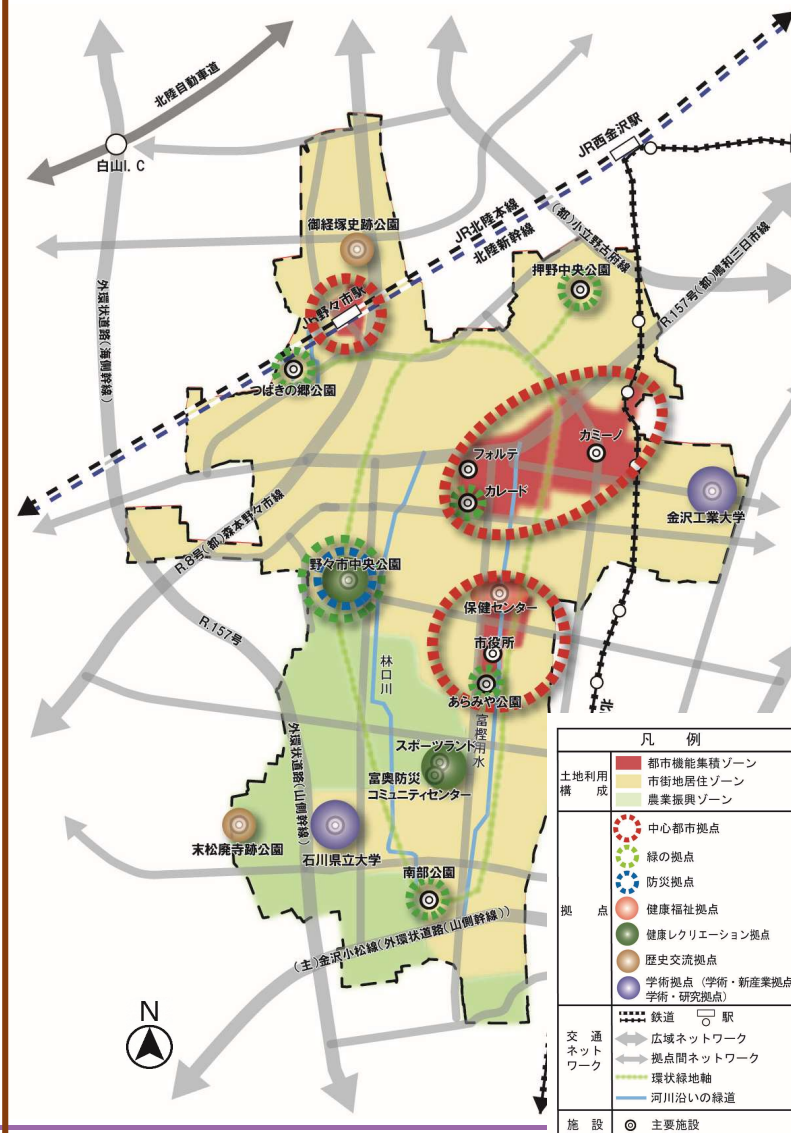
7つの拠点

- 拠点となる施設を中心とした各種拠点を位置づけ、都市機能等の充実・強化を図ります。
- 中心都市拠点については、コンパクトな都市づくりを推進していくため、拠点間の快適な行き来の確保を図ります。

ネットワーク軸

- 広域都市間及び都市内に点在する拠点間を有機的に連絡し、都市内交流を促す重要な交通施設網として位置付けます。

【将来都市構造図】



都市整備方針

(1) 土地利用の方針

- 都市機能集積地区、歴史的街並み形成地区、住宅地区、商業業務地区、工業業務地区及び農業振興地区を位置付け、地区の特性に応じながら適正な土地利用を図ります。
- 特に都市機能集積地区は、必要な都市機能の集積により本市の活力、魅力の向上と市民の生活利便性の維持・充実を図ります。

(2) 市街地の整備方針

(3) 交通体系の整備方針

(4) 公園・緑地の整備方針

(5) 河川・上下水道の整備方針

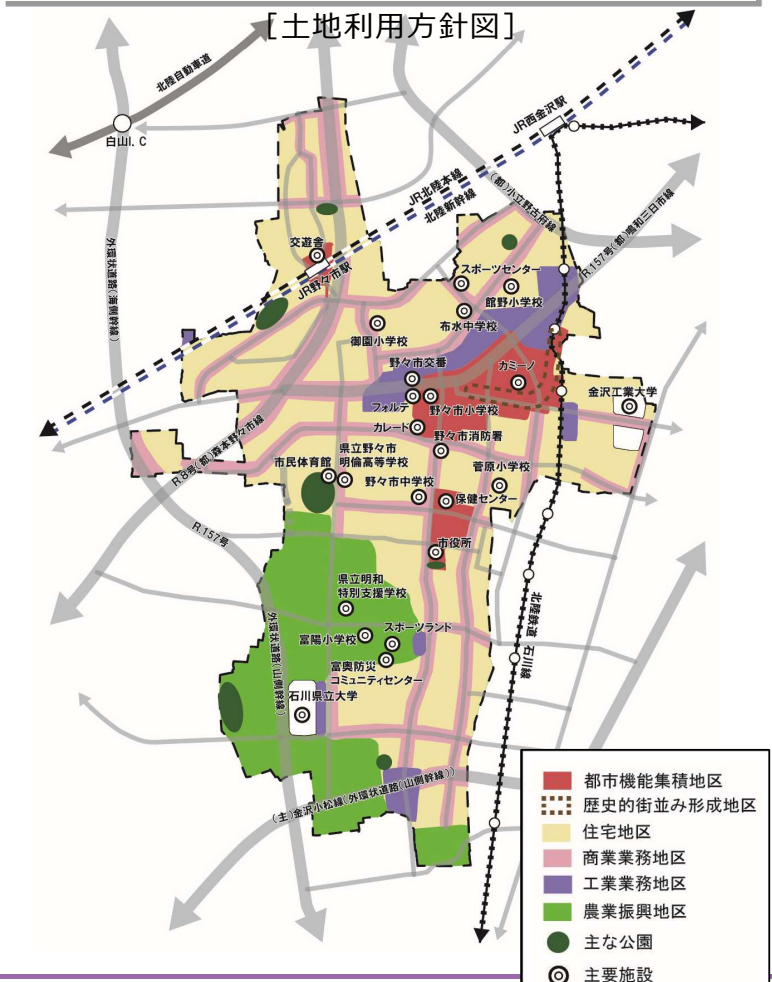
(6) 良好な都市環境形成の方針

(7) 都市景観形成の方針

(8) 安全・安心な都市環境の方針

(9) 高度な情報通信技術を活用した都市づくりの方針

【土地利用方針図】



3. 野々市市都市計画マスタープラン 地域別構想(案)の概要【西部地域】

3-1. 地域の概況

地域の位置づけ

- 市の西部に位置し、国道8号、国道157号が地域中心を通り、これまで複数の市街地整備が完了しており、現在も西部中央地区において土地区画整理事業が実施中であるなど、市街化の進展が顕著な地域です。
- 健康レクリエーション拠点としての野々市中央公園や都市計画道路の整備により、健康で快適な暮らしの充実を目指す地域として位置付けます。

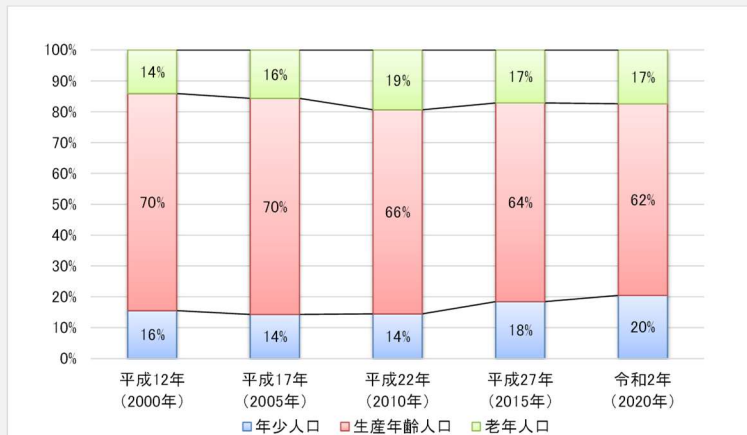
(1) 人口・世帯

- 人口及び世帯数は増加傾向、一世帯当り人員は減少傾向
- 老年人口割合はH12～H22にかけて増加傾向、年少人口割合はH22～R2にかけて6%増加
- 4地域の中で最も人口が増加している
- 4地域の中で最も年少人口割合が多い

【人口、世帯、一世帯当り人員の推移】



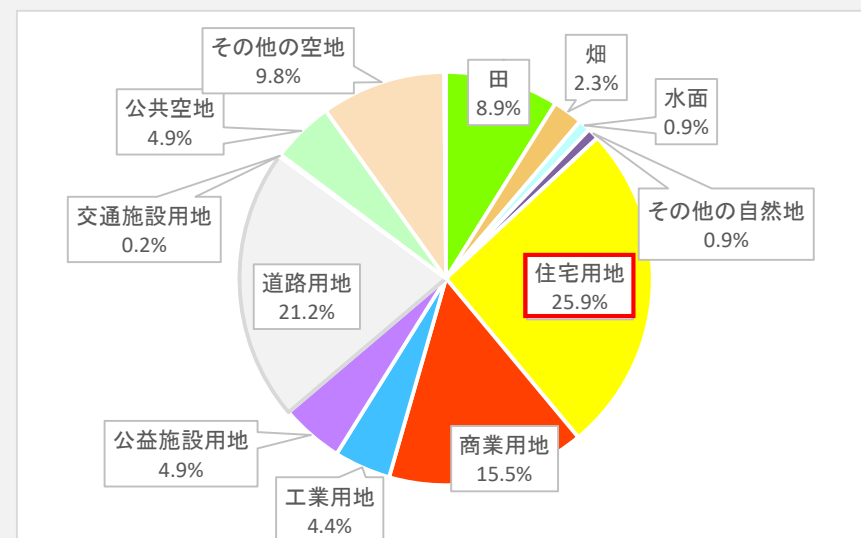
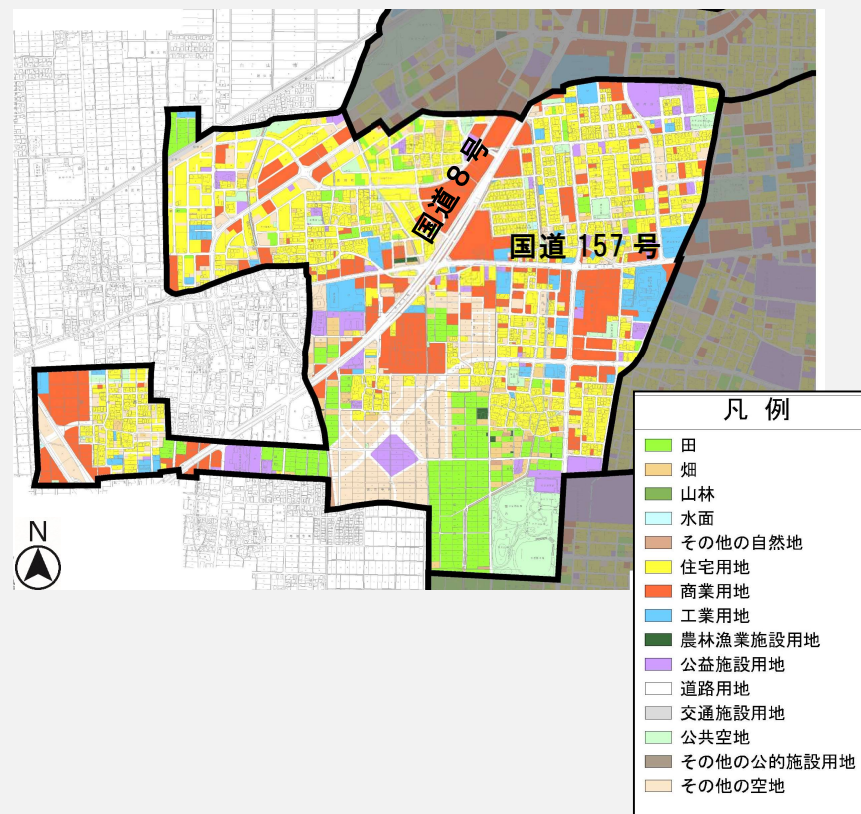
【年齢3区分別人口割合の推移】



(2) 土地利用

- 国道8号、国道157号沿線に商業地や工業地が形成
- 住宅用地の割合が約3割で最も高い

【土地利用現況図】



(3) 住民意向 (アンケート調査地域別集計抜粋)

a. 現状における満足度

【全地域共通】

- 「買い物の便利さ」が最も高く、「住宅地の整備」も比較的高い
- 「公共交通機関の便利さ」や「歩行者・自転車道の整備」が他の項目と比べて低い

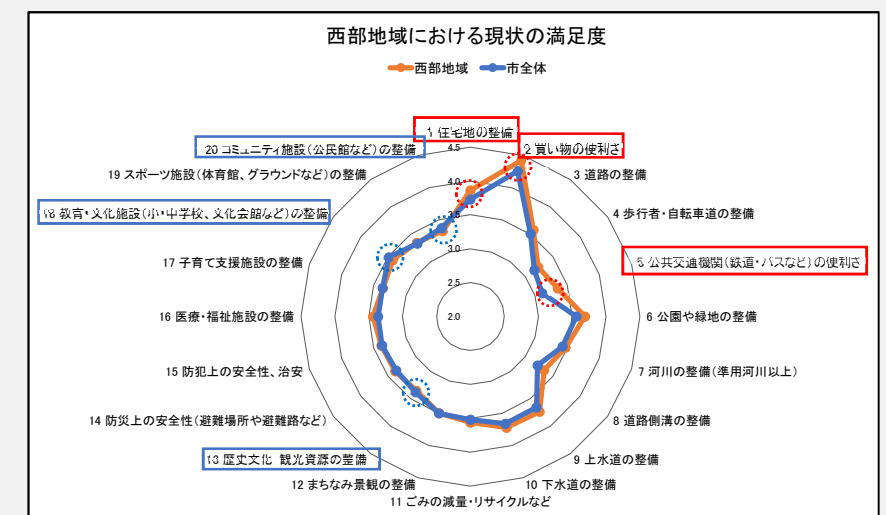
【市全体との比較】※高い(上位)、低い(下位)それぞれ3項目

<高い>

- ・「公共交通機関の便利さ」
- ・「買い物の便利さ」
- ・「住宅地の整備」

<低い>

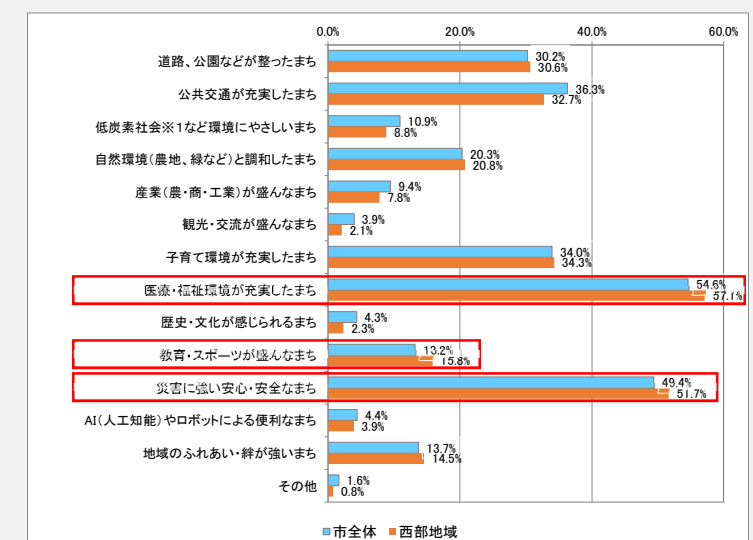
- ・「教育文化施設の整備」
- ・「コミュニティ施設の整備」
- ・「歴史文化・観光資源の整備」



b. 将来どのようなまちになってほしいか

【全地域共通】

- 「医療・福祉環境が充実したまち」が最も高い
 - 「災害」、「子育て環境」、「公共交通」に関する項目も3割以上と高い
- 【市全体との比較】
- 「医療・福祉環境が充実したまち」、「教育・スポーツが盛んなまち」、「災害に強い安心・安全なまち」を望む人が多い



3. 野々市市都市計画マスタープラン 地域別構想(案)の概要【西部地域】

3-1. 地域の概況

(3) 住民意向

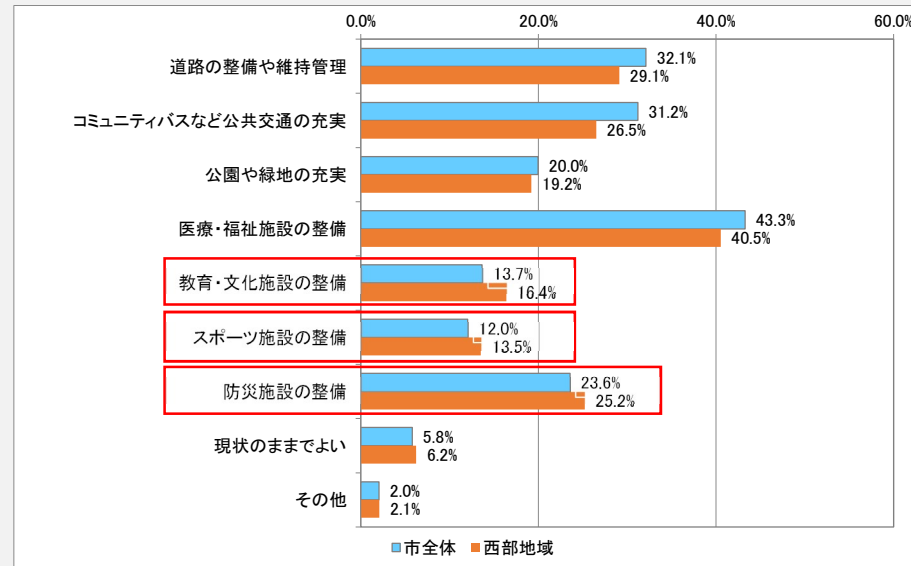
c. 都市施設の整備について

【全地域共通】

- 「医療・福祉施設の整備」が最も高い
- 「道路の整備や維持管理」、「公共交通の充実」も高い

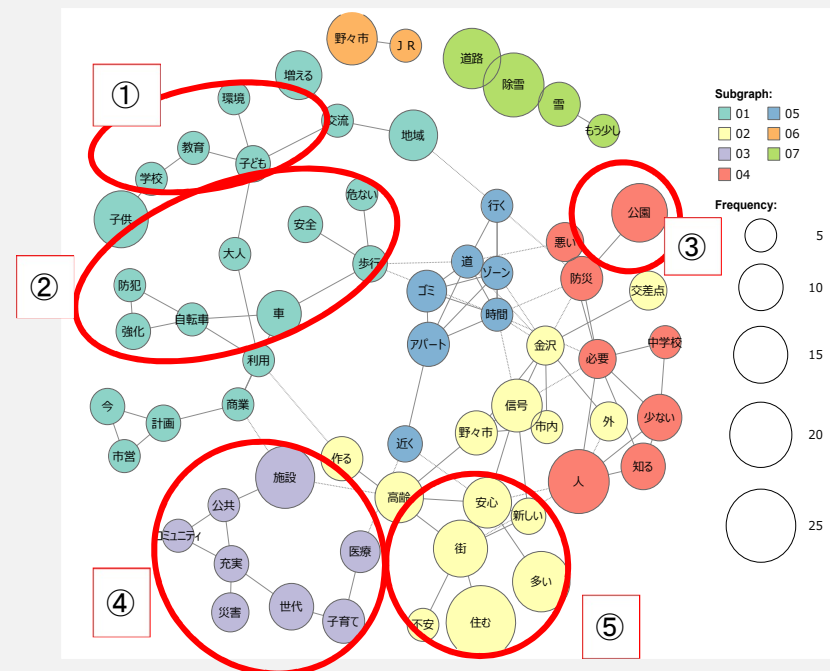
【市全体との比較】

- 「教育・文化施設の整備」、「スポーツ施設の整備」、「防災施設の整備」を望んでいる



d. 自由回答の分析による住民意向

- ① 子供の教育に関する意見が一定程度ある
- ② 自転車の防犯や歩行の安全に関する意見がある
- ③ 公園に関する意見がある
- ④ 子育て・医療の充実や公共施設に関する意見がある
- ⑤ 安心な街づくりを求めている



3-2. まちづくりの課題

① 市街化の進展への対応

- 土地区画整理事業の実施による市街化が進展している地区であり、地区の特性に応じながら、都市基盤の整備をはじめ、子育てや教育環境及び医療環境の充実など、快適に暮らせる市街地の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 地域内を走る国道8号及び157号、外環状道路（海側幹線）沿道を中心として、商業業務施設が複数立地しており、今後も隣接する住宅地等の居住環境の保全を図りながら、適正な土地利用の誘導を図っていく必要があります。
- 郷二丁目地区及び郷町地区においては、周辺土地利用状況と一体となった土地利用を推進していく必要があります。

② 野々市中央公園の機能強化

- 市内において大規模なスポーツの大会等が開催可能な屋内施設がないことから、大会やイベントに活用可能な機能を検討する必要があります。
- 多様な生物が生息する自然環境の保全や市民の憩いとにぎわいの交流空間の創出を図る必要があります。
- 野々市中央公園は防災拠点として位置付けられていることから、防災機能の強化が求められています。

③ 安心して暮らせる生活環境の確保

- 野々市中央公園周辺の病院等の立地を活かしながら、いつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。
- (都)高尾郷線道路や(都)野々市中央公園西線の道路整備や計画的な沿道利用の促進などにより、快適に安心して暮らせる居住環境を維持・確保していく必要があります。

：アンケート調査より地域住民の声を反映した課題を示しています。

地域の概況や住民意向、まちづくりの課題を総合的に踏まえた地域特性は...

3-3. 地域特性と地域づくりの方向性

(1) 地域特性

- 国道8号、157号が通過する広域交通の要所
- 幹線道路沿道では比較的規模の大きな商業地や工業地が形成
- 野々市中央公園との近接性を活かした新たな市街地が整備中
- 人口増加の傾向が顕著で、年少人口割合も増加
- スポーツ・レクリエーション拠点である野々市中央公園が立地

地域の特性を活かし、西部地域らしいまちづくりを進めていくためには...

(2) 地域づくりの方向性

- 土地区画整理事業と一体的な都市基盤の整備推進
- 幹線道路沿道等における適正な土地利用の誘導
- 新たな市街地にふさわしい生活利便性の向上
- 野々市中央公園の機能強化等による地域の魅力向上
- 多様な世代が安全に健康に暮らし続けられる地域づくりの推進

3. 野々市市都市計画マスタープラン 地域別構想(案)の概要【西部地域】

3-4. 地域の将来像

【まちづくりのテーマ】

『野々市中央公園を核とした
健やかで快適に暮らせる地域づくり』

- 多様な機能が共存しながら、適正な土地利用の誘導や計画的な市街地整備等を一体的に進め、より健やかで快適に暮らせる生活利便性の高い地域づくりを目指すものとします。

【まちづくりの基本目標】

基本目標1	野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成
基本目標2	野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保
基本目標3	快適で暮らしやすい生活環境の確保

全体構想部門	土地利用	市街地整備	交通体系	公園・緑地	河川・上下水道	良好な都市環境形成	都市景観形成	安全・安心	情報技術
基本目標1	—	○	○	—	—	○	○	○	—
基本目標2	○	—	—	○	—	—	—	○	—
基本目標3	○	○	○	—	—	—	—	—	—

※基本目標が関連する全体構想における主な部門を○印で示しています。

3-5. まちづくりの基本方針

基本目標1：野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成

- 施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの検討を行うとともに、より有効的な施設の活用に向け、近隣の病院や福祉施設との連携について検討を行います。
- 地域住民の交流の場としての利活用のみでなく、多様な市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用できるような施設の検討を行います。
- 防災拠点として機能するよう、避難場所や備蓄倉庫、仮設住宅など防災機能の強化について検討を行います。



▲野々市中央公園の拡張整備



▲野々市中央公園 テニスコート

基本目標2：野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保

- 西部中央地区土地区画整理事業の推進により、計画的な市街地形成を図ります。
- 地区計画等による快適で良好な住宅地の維持・形成を図ります。



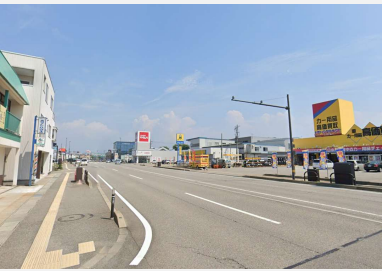
▲公園型の雨水調整池



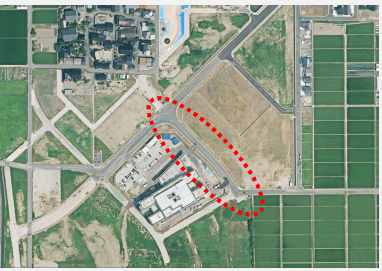
▲施行区域内に立地する南ヶ丘病院

基本目標3：生活利便性の向上と適正な沿道利用の促進

- 郷二丁目地区及び郷町地区においては周辺土地利用状況と一体となった市街地の整備を推進します。
- 外環状道路（海側道路）の整備促進及び（都）野々市中央公園西線及び（都）高尾郷線の整備推進により、円滑な道路網の構築を図ります。
- 国道8号、157号沿道における適正な商業業務系土地利用の誘導により、生活利便性の向上を図ります。



▲国道157号沿道土地利用の誘導
（堀内新交差点と堀内北交差点の中間地点付近）



▲（都）野々市中央公園西線の整備

3. 野々市市都市計画マスタープラン 地域別構想(案)の概要【西部地域】

地域別将来整備方針図

野々市中央公園を核とした健やかで快適に暮らせる地域づくり

- 野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成
- 野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保
- 快適で暮らしやすい生活環境の確保

工業地としての土地利用推進

外環状道路（海側幹線）の整備

周辺区画整理と一体となった市街地整備推進

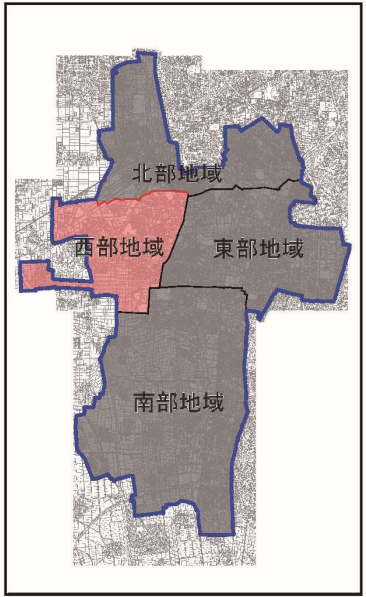
（都）高尾郷線の整備推進

（都）野々市中央公園西線の整備推進

土地区画整理事業による計画的な市街地整備の推進

野々市中央公園の拡張整備など
・広域防災拠点としての機能拡充
・スポーツ施設機能拡充

西部地域



イメージ図面配置予定

凡 例

- 住宅地区
- 商業業務地区
- 工業業務地区
- 主な公園・緑地
- その他の公園・緑地など
- 主要施設
- 緑のある主要道路
- 河川沿いの遊歩道
- 地区計画区域
- 幹線道路



0 200 400 600 800 1000m

【西部地域全体の方針】

- 地区計画による良好な市街地形成
⇒本地域では、地区計画の指定箇所が多く、今後とも地区計画による良好な市街地の形成を図る
- 商業業務地区における沿道商業地の形成
⇒周辺の住環境に配慮した沿道商業地の形成と沿道の賑わい創出を図る